

学校経営努力点

(1) 以和為貴

日本の社会規範の根幹である「和の精神」により、創造性豊かな、生徒同士で新しいものを生み出す校風や伝統をさらに発展させ、人間性豊かな品性のある生徒の育成に努める。
(和とは、お互いが喜びも悲しみも分かち合い、互いに助け合い、励まし合うこと)

(2) 教育は人なり

教職員には生徒が成長するための教育環境づくりに努める使命がある。教職員の成長なくして生徒の成長はなく、一人一人が使命感と情熱を持ち、感性を磨き、人間的な成長を続ける教師集団づくりに努める。

(3) 成長の保証

生徒の「生きる力」をはぐくむという視点に立ち、学校における全教育活動を見直すとともに、教師自身の意識の転換を図る。また、生徒一人一人が自己の有用感や達成感を味わうことのできる明るく活力に満ちた学校づくりの推進に努める。

(4) 学力の保証

基礎的・基本的な知識・技能の確実な定着と思考力・判断力・表現力等の育成に努めるとともに、生徒の主体的な学習態度を養い、個性の伸長を図る指導の充実に努める。

(5) 健康安全の保証

健康、安全の大切さを認識させ、進んで病気やけがの予防に努めたり、体力の向上に取り組んだりすることのできるような生徒の育成に努める。

(6) 凡事徹底

自他の生命や人権を尊重する教育の充実に努めるとともに、正義を重んじる心、他人を思いやる心、奉仕の心や自然を愛する心などの育成に努める。さらに「当たり前」のことが「当たり前」にできる」生徒の育成に努める。

(7) 指導体制の確立

いじめや不登校及び集団不適應の問題については、全教職員が積極的に予防・早期発見に努めるとともに、組織的に対応し効果が上がるようにする。また、生徒の生命や人権、安全を守るためには毅然とした態度で対応できる指導体制の確立を図る。

(8) 協働体制の日常的実践

教師と生徒、生徒相互の好ましい人間関係を育て、生徒が自主的・主体的に生きていくことができるように指導の工夫を図るとともに「潤い」や「感動」のある教育活動の推進に努める。

(9) 学社連携・学家連携の推進

家庭や地域社会及び関係機関との連携・協調を深め「開かれた学校」づくりを推進するとともに、相互信頼を基盤とした「信頼される教育」の実践に努める。

(10) 特別支援教育の推進

多様な障がいを持つ生徒の一人一人の教育的ニーズを把握し、当該生徒の持てる力を高め生活や学習上の困難を改善又は克服するために、適切な教育や指導を通じて必要な支援を行う。